

上の原学園保護者会会則

前文

社会福祉法人上の原学園が経営する、障害者支援施設上の原学園成人寮、知的障害児施設上の原学園、共同生活介護事業所『さくら、こぶし』の利用者が、「独立自活に必要な知識と知能」を得、また、「更生や自活に必要な援助や訓練」を受ける為の、生活空間の整備及び環境を、側面から支援することを目的として、この保護者会を組織する。

第1章 総 則

第1条（名 称） 本会は、上の原学園保護者会と称する。

第2条（事務所） 本会の事務所は、茨城県桜川市上野原地新田 159-1、上の原学園内に置く。

第3条（目 的） 本会は

- （1）上の原学園の事業活動並びに利用者の生活環境の改善を支援し、会員相互の親睦を図ると共に、障害者が住みやすい地域社会の啓発に努めることを目的とする。
- （2）上の原学園保護者会基金を運用する。

第4条（会 員） 本会の会員は、その趣旨に賛同し、年間会費を納入する者を以て会員とする。

第2章 保護者会業務

第5条（業 務） 本会は、第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- （1）上の原学園の事業活動に対する支援。
- （2）上の原学園の利用者に対する支援。
- （3）上の原学園の保護者会会員に対する会員相互の研修と親睦。
- （4）地域社会への啓発。
- （5）その他、本会の目的を達成する為に必要な事業。

第6条（金銭の保管、出納）

- （1）保護者会は、会則第3条第4条の費用の保管・出納及び収支決算に関する業務を行う。
- （2）前項の費用とは、通常年会費及び保護者会基金をいう。

第3章 会 員

第7条（資格の喪失）

第3条にいう本会の会員は、上の原学園に籍を置いた者の保護者をいう。
その者が籍を失くした時、喪失する。

第8条（届出義務）

新たに会員の資格を得た時又は失った時は、直ちに保護者会に届け出なければならない。

第9条（本会則の遵守義務）

- (1) 本会の会員は、その趣旨に賛同し、年会費を納入しなければならない。
- (2) 会員は、本会則及び保護者会が定める、規約・規則類を誠実に遵守しなければならない。

第10条（集会における議決権）

- (1) 会員は、集会における全案件の採決につき1箇の議決権を有する。
- (2) 会員は、書面又は、代理人によって議決権を行使することができる。本項の代理人は、会員の二親等までの親族・会員と同居する者・他の会員、でなければならない。
- (3) 前項の代理人が議決権を行使する場合は、代理権を証する書面を、会長に提出しなければならない。

第11条（勧告及び罰則）

会員が、本会則第9条の会則に違背したときは、保護者会はその会員に対して秩序維持に関する勧告を行い、かつ必要な措置をとることが出来る。

第4章 役員及び役員会

第12条（役 員）

- (1) 本会には、会長1名、副会長4名、会計4名、監事2名の役員を置く。（会長は副会長4名の互選による）
- (2) 役員は複数の役職を兼務できる。

第13条（役員を選任）

本会の役員は、上の原学園保護者会に現に在籍する、会員の中から集会で選任する。

第14条（役員の忠実義務）

本会の役員は、法令及び本会の会則並びに集会の議決を、誠実に遵守し、本会の為に忠実に職務を遂行する義務を負う。

第15条（役員の仕事）

- (1) 本会の役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。
- (2) 仕事の満了又は辞任により退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで職務を行う。
- (3) 役員は本会会員でなくなった時又は、第15条の委任が終了した時、その地位を失う。

第16条（役員会）

- (1) 役員会は、本会の業務執行に関する意思決定及び会長など役員の仕事執行の監督を行う。各役員は、本会の業務執行の意思決定機関たる役員会の構成員であり、執行機関・代表機関ではない。
- (2) 役員会の議事は、役員の半数以上が出席し、出席役員の過半数で決する。なお、役員の出席が困難な場合は、他の役員に委任することができる。
- (3) 役員会の議事については、議事録を作成する。議事の経過及びその結果を記載し、会長・副会長・監事がこれに署名捺印しなければならない。
- (4) 議事録は会長が保管し、利害関係人から請求がある時は、これを閲覧させなければならない。議事録は永久保管として現任の会長が保管し、退任時に後任の会長に保管を引き継ぐこととする。

第17条（会長）

- (1) 会長は、本会を代表し、集会又は役員会の決議に基づいて、本会の業務を執行する。
- (2) 会長は、集会又は役員会の決議を得た時は、自己の名において、本会の業務を執行することが出来る。
- (3) 会長は、役員会の承認を得て、顧問又は相談役を委嘱することが出来る。顧問又は相談役は、会長の諮問に応ずるものとする。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第18条（会計）

会計担当役員は、第9条に定められた事務を行う。また本会運営に必要な業務を行う。

第19条（答弁補助者）

会長は、役員会の承認に基づき、本会会員又は会員以外の第三者に、本会の集会その他の会議において、役員の仕事答弁を補助・説明する答弁補助者を、委嘱することが出来る。答弁補助者が為した答弁は、役員の仕事答弁と同等の効力を有する。

第20条（監事）

- （1）監事は、本会財産の状況及び本会業務の執行状況を監査し、その結果を集会で報告しなければならない。
- （2）監事は、役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 保護者の集会

第21条（集会の招集） 集会の招集は会長が行う。

第22条（総会） 総会は毎年一回招集する。

第23条（臨時総会） 臨時総会は必要がある場合に、会長が臨時招集する。

第24条（会員の集会招集権）

会員が、会員総数の5分の1以上、及び第10条に定める議決権総数の5分の1以上に当たる会員の同意を得て、会議の目的を示して、集会の招集を請求した場合、会長は臨時集会を開かなければならない。

第25条（非会員の集会出席資格）

会員のほか、役員会が必要と認めた者は、集会に出席できる。

第26条（集会の議長）

集会の議長は、会長がこれを務める。会長に事故ある場合は、副会長が議長を務める。

第27条（集会の決議事項）

- （1）会則及び組織の設定、又は改廃。
- （2）役員を選任又は解任。
- （3）会費の賦課及び徴収方法の決定又は変更。
- （4）毎年度の収支予算及び事業計画の決定又は変更。
- （5）本会の運営又は業務執行に関わる基本的な方法の決定又は変更。
- （6）保護者会基金運営に関する決定又は変更。
- （7）その他会員の共同利益に関わる方針の決定又は変更。

第28条（集会の議決の方法）

- （1）集会は、議決権総数の半数以上を有する会員の出席がなければ会議を開き決定することができない。
- （2）集会の議事は、出席会員の過半数で決する。
- （3）集会の議事については、議事録を作成しなければならない。なお、議事録には集会の議長、集会で選任された署名人2名が、署名捺印する。

第6章 会 計 収 支

第29条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第30条（会計報告）

本会の会計報告は、総会で行う。

第31条（会計帳簿）

本会は、会計帳簿を作成保管し、会員の請求ある時は、これを閲覧させなければならない。

第32条（収入及び基金）

- (1) 本会の収入は、会費・寄付金・その他の収入によるものである。
- (2) 基金とは、保護者会基金をいう。
- (3) 会費は月額1,000円とする。会費については、必要に応じて変更することを妨げない。

第33条（支出及び基金用途）

- (1) 第32条（1）に対する支出は、第2章第5条に関わる業務執行の為とする。
- (2) 第32条（2）に対する用途は、第2章第5条に関わる業務執行の為とし、集会の決議がなければならない。なお、これに対する議案は、役員会にて決定しなければならない。
- (3) 役員による、第2章第5条に関わる業務執行に関して、行政への要請・相談等々、及び当施設ならびに外部団体等々への集会・研修・会議など業務執行の為の支出については、日額10,000円以内とする。ただし、これを超える場合は役員会の承認もしくは、会長職の合意を必要とする。

第34条（弔意活動）

- (1) 上の原学園利用者及び本会会員、ならびにその配偶者が逝去し、本会に届出があった場合、相互扶助に照らし、弔意活動を行う。
- (2) 本会は、香華料を持参して遺族を弔問する。
香華料は、10,000円とする。
- (3) 特別に考慮を必要とする場合は、役員会で協議決定する。

付 則

第1条 本会会則は、平成23年8月1日より実施する。